

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和5年度 鶴田ダム流入量予測システム改良業務										
業 務 概 要	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">計画準備</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>洪水リスクラインとの連携機能の構築</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>ダム放流操作の支援システムの検討</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>洪水後期放流活用操作の検証</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>出水貯留操作の検討</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> </table>	計画準備	1式	洪水リスクラインとの連携機能の構築	1式	ダム放流操作の支援システムの検討	1式	洪水後期放流活用操作の検証	1式	出水貯留操作の検討	1式
計画準備	1式										
洪水リスクラインとの連携機能の構築	1式										
ダム放流操作の支援システムの検討	1式										
洪水後期放流活用操作の検証	1式										
出水貯留操作の検討	1式										
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鶴田ダム管理所長 廣松 洋一 鹿児島県薩摩郡さつま町神子3988-2										
契 約 年 月 日	令和 5年 6月21日										
契 約 業 者 名	(株) 建設技術研究所										
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市中央区大名2-4-12										
契 約 金 額	24,420,000円(税込み)										
予 定 価 格	24,420,000円(税込み)										
随意契約によることとした理由	別添のとおり										
業 務 場 所	鹿児島県薩摩郡さつま町神子地先										
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務										
履 行 期 間 (自)	令和 5年 6月22日										
履 行 期 間 (至)	令和 5年12月28日										
備 考											

# 契約理由書

1. 業務件名 令和5年度 鶴田ダム流入量予測システム改良業務
2. 履行場所 鶴田ダム管理所
3. 契約の相手方 住 所：福岡県福岡市中央区大名2-4-12 CTIビル  
会社名：株式会社建設技術研究所 九州支社  
電 話：092-714-221
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

## 1) 当該業務の目的

本業務は、柔軟なダム操作が求められている点からダム放流操作の最適化に向けた検討を実施するとともに、ダム操作方法を各種予測システムへ反映することで予測システムの精度の向上を図るものである。併せて、洪水後期放流の発電活用操作の検証やカーボンニュートラルを踏まえた洪水時貯留の活用方法の検討を行うものである。

## 2) 業務の内容

- |                      |    |
|----------------------|----|
| 1. 計画準備              | 1式 |
| 2. 洪水リスクラインとの連携機能の構築 | 1式 |
| 3. ダム放流操作の支援システムの検討  | 1式 |
| 4. 洪水後期放流活用操作の検証     | 1式 |
| 5. 出水貯留操作の検討         | 1式 |

## 3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を20者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書が提出され、1者が参加資格を有していた。

参加資格を有する参加表明書提出者のうち1者を技術提案書の提出者として選定し、1者から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

鶴田ダム管理所 専門官